

大麻西小学校通学路対策内容



【交通1】市道大麻学校通り 大麻扇町3番地先(大麻扇町3号道路との交差点) (点検終了)

【通学路の状況・危険の内容】

- 時間帯にかかわらずスクールゾーンに進入する車両がある。
- 冬期は積雪のためスクールゾーンが分かりづらい。

【対策内容】

- 登下校の際の交通安全指導及び立哨指導。(学校)
- 規制時間帯の変更、交通標識の立て替え(H30年度)。(警察署)
- ストップマークの貼り替え検討。(江別市)

【点検年度】

H26、H29冬期、H30、R3、R4、R7

【点検終了理由 (R7)】

関係機関による情報共有がなされ、できうる必要な対策が検討されたため、合同点検箇所としては終了とする。



【交通2】市道大麻6号道路 大麻ひかり町41番地先(大麻3号道路との交差点) (点検終了)

【通学路の状況・危険の内容】

- 一時停止を越えて交差点へ進入する車があるため、出会い頭の事故が多発している。
- 冬期は滑りやすいため特に危険である。

【対策内容】

- 登下校の際の交通安全指導及び立哨指導。(学校)
- 停止線の塗り直し検討。(警察署)

【点検年度】

- H26、H29冬期、H30、R3、R4、R7

【点検終了理由 (R7)】

関係機関による情報共有がなされ、できうる必要な対策が検討されたため、合同点検箇所としては終了とする。

大麻西小学校通学路対策内容



【交通3】 道道大麻東雁来線(3番通) 大麻ひかり町43番地先付近(16丁目通りとの交差点)
(点検終了)

【通学路の状況・危険の内容】

- 横断箇所の交通量が多く、歩道が狭い。
- 冬期は積雪のために歩道が狭く危険である。

【対策内容】

- 登下校の際の交通安全指導及び立哨指導。(学校)
- 横断歩道の明確化(R1年度)。適切な除排雪を計画。(道道管理者)
- パトロール継続。(警察署)
- ストップマークの位置を変更して設置(R3年度)。(江別市)

【点検年度】

- H26、H29冬期、H30、R3、R4、R7

【点検終了理由(R7)】

関係機関による情報共有がなされ、できうる必要な対策が検討されたため、合同点検箇所としては終了とする。



【交通4】 市道大麻西町2号道路 大麻西町7番地先 (点検終了)

【通学路の状況・危険の内容】

- 一時停止の標識はあるが、公園で遊ぶ児童がしっかりと停止しないまま交差点を渡ってしまう。また、自動車は下り坂のカーブで見通しが悪いため危険である。

【対策内容】

- 登下校の際の交通安全指導及び立哨指導。(学校)
- パトロール継続。(警察署)
- 注意喚起看板(巻き付けタイプ)を設置(H30年度)。(江別市)

【点検年度】

H30、R3、R4、R7

【点検終了理由(R7)】

関係機関による情報共有がなされ、できうる必要な対策が検討されたため、合同点検箇所としては終了とする。

大麻西小学校通学路対策内容



【交通5】市道大麻扇町12号道路（点検終了）

【通学路の状況・危険の内容】

- 遊歩道が続いているほか、横断歩道がなく、下り坂でもあり自転車の飛び出しが起きやすい。また、坂で囲まれているため自動車の死角になりやすい。
- 学校敷地側から生えている樹木の枝葉が伸びており、道路表示が見えづらい。

【対策内容】

- 登下校の際の交通安全指導及び立哨指導。（学校）
- 学校敷地内樹木の剪定実施済み（R4年度）。以降も必要に応じて適宜実施。（江別市）
- スクールゾーンの看板設置検討。（江別市）

【点検年度】

R3、R4、R7

【点検終了理由（R7）】

関係機関による情報共有がなされ、できる必要な対策が検討されたため、合同点検箇所としては終了とする。



【交通6】大麻学校通り（点検終了）

【通学路の状況・危険の内容】

- 車道が狭く、また歩道が片側のみになっているため、児童の道路横断が必要と思われるが横断歩道がない。
- 2番通りから国道12号線へ向かう車の抜け道となっており、ヒヤリハット事例がある。

【対策内容】

- 登下校の際の交通安全指導及び立哨指導。（学校）
- パトロール継続。（警察署）
- 注意喚起看板（巻き付けタイプ）を設置（R7年度）。（江別市）

【点検年度】

R3、R4、R7

【点検終了理由（R7）】

関係機関による情報共有がなされ、できる必要な対策が検討されたため、合同点検箇所としては終了とする。

大麻西小学校通学路対策内容



【防犯1】 おうぎまち公園（点検終了）

【通学路の状況・危険の内容】

- マスクをしないで犬の散歩をさせながら児童に声かけする住人がいる。

【対策内容】

- 教員の放課後校外巡視。（学校）
- パトロールの強化。（警察署）

【点検年度】

- R3、R4

【点検終了理由（R4）】

厚生労働省より屋外での適切な距離を保った状態でのマスク非着用について指針が示されていること及び巡視等による見回り以上の措置を実施することが不可であるため